

## 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 準備書の調査審議に係る意見の聴取について

### 1 概要

横浜市環境影響評価条例（以下「条例」といいます。）第59条第4項に基づき、環境影響評価法第15条に規定する関係地域（旭区、瀬谷区）内に居住する者等は、標記事業に係る準備書及び準備書についての意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解を記載した書類（以下、「見解書」という。）について、当該見解書の縦覧期間内に、審査会に対し、環境保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができます。

この申出があった場合、同条第2項に基づき、審査会は、準備書の調査審議に際し必要があると認めるときは、意見の聴取を行うものとされています。

### 2 申出期間

令和3年9月10日（金）から同年9月24日（金）まで（郵送は当日消印有効）

### 3 受付結果

申出期間内に2名の方から意見陳述申出書が提出されました。内容を表1に整理しました。

### 4 意見の聴取を行う者及びその時間について

条例施行規則第30条第2項に基づき、意見の聴取を行う場合においては、申出書を提出した者のうちから、意見の聴取を行う者を選定することができますとされています。

また、同条第3項に基づき、意見の聴取を円滑に行うために必要があると認めるときは、意見の聴取を行う時間を定めることができますとされています。

横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手續に係る実施要領（抜粋・下線追記）

第3条 規則第30条第2項の規定による選定は、条例第30条第1項又は第59条第4項の規定により申出をした者のうちから選定する。

（1）意見聴取の選定人数は、対象事業ごとに原則10名程度までとする。

第4条 意見の聴取は原則審査会の会議1回の範囲内で行うこととする。

2 規則第30条第3項の規定による意見陳述の時間は、1人あたり10分以内とする。ただし、審査会は、必要に応じてこれと異なる時間を定めることができる。

表1 意見陳述申出書の概要

申出人	住所	陳述しようとする意見の概要
申出人A	瀬谷区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業実施区域最北部の物流地区、観光賑わい地区の谷戸には田んぼが広がり、原風景をとどめて居る。</li> <li>・ 瀬谷環境ネットで行われた、いきもの観察で確認された生物のうち、特に重要と思われる生物は次のとおりである。これら以外にも谷戸田の環境でしか見られない生物がたくさんいることを知って欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>動物：イタチ、カヤネズミ</li> <li>野鳥：ノスリ、セッカ（繁殖）、ヒバリ（繁殖）、オオジシギ、サシバ</li> <li>水生生物：トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、メダカ、淡水シジミ、マメシジミ、アオカワモズク</li> <li>昆虫：ハラビロカマキリ、ハリガネムシ</li> <li>植物：オオアカバナ、イチリンソウ</li> </ul>                     （申出書に生物の写真の添付あり。）                 </li> <li>・ これらの生物が物流地区・観光賑わい地区に存在し、特に野鳥や動物は広い面積を含む環境が整わなければ存続できないこと考慮すべきである。</li> <li>・ 公園整備事業実施区域内で保全対象種の生息環境を創出しているが、相沢川流域の谷戸の面積の70%以上が埋め立てられ、川は切回し及び暗渠化する状態で公園整備事業実施区域内にどのように創出するのか。</li> <li>・ 公園整備事業者と協議を行っていく旨の都市計画決定権者の見解が示されているが、公園整備事業者が保全対象種の生息環境を創出出来ない場合、埋め立てた後では元も子もない。両事業は並行して進めなければ納得できる回答は得られない。</li> <li>・ 都市計画決定権者には、環境を正しく評価できる専門家はいないのか。動物、植物、昆虫、水生生物の専門家を交えて意見に対する見解を示して欲しい。</li> </ul>

表1 意見陳述申出書の概要

申出人	住所	陳述しようとする意見の概要
申出人B	瀬谷区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画決定権者の見解「地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています」について、公園整備事業実施区域内における環境保全措置エリアでの対策に偏っており、本事業実施区域内での自然環境を活かした具体的な取り組みが示されていない。本事業実施区域内においても、現在の地形・形状や相沢川等の自然をいかした土地利用を実現頂きたい。</li> <li>・ 本事業実施区域の約半分は公用地であること、民意として「自然環境を残して欲しい」という意見が根強いことを念頭に、本事業実施区域内においても、もう一步踏み込んだ自然環境を活かした土地利用計画を再考頂きたい。</li> <li>・ 特に子供たちの自然環境教育の場の創出を目的に、現在の水田や河川の一部も活用した土地利用計画を要望する。自然環境教育の聖地のようなブランド構築ができれば、新たな地域の賑わい創出にも繋がると思われる。</li> <li>・ 相沢川における保全対象種の生息環境の創出について、このエリアの自然環境の代替機能として、公園整備事業実施区域内のみでの環境保全措置は困難ではないかと懸念している。環境保全措置の妥当性についての専門家の見解を示して頂きたい。</li> <li>・ 環境保全措置として必要な機能や仕様は環境影響評価を担う専門家に委ねるが、次の点に留意して検討を行い、評価結果を示していただきたい。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本事業区域内で失われる自然環境を十分に代替できるのかどうか、保全生態学等のサイエンスに根差した評価を行うこと。</li> <li>② 相沢川から取水する水路でも多様な水生生物が観察され、イタチや野鳥等の生息環境になっている。開水路としての相沢川の機能を正しく評価したうえで、暗渠化により失われる環境の代替措置を検討すること。</li> <li>③ 公園整備計画ではドッグランや野球場等も予定されているが、環境保全措置としての自然環境空間を確保すること。</li> </ol> </li> <li>・ 生物多様性のシンボルとなるような自然保護区・サンクチュアリーのような空間創出を希望する。</li> <li>・ 公園整備事業実施区域における環境保全措置が不十分な場合には、本事業実施区域においても具体的な環境保全措置を実施頂きたい。</li> <li>・ 環境保全措置が保全生態学等のサイエンスに根差して適正に調査検討・計画されているかを正しく評価するためにも、本事業と公園整備事業の環境影響評価手続きは同時進行で進めて頂きたい。</li> </ul> <p>(申出書に祭り等の写真や降雨量のグラフの添付あり。)</p>